

中央区地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業

〈中央区地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業補助金募集案内〉

介護職員等の人材確保を図るため、民間賃貸住宅を介護職員等の宿舍用に借上げを行う事業者に対し、賃料等の経費の一部を補助します。

1 補助対象事業所

以下のすべての条件を満たしていること

- (1) 中央区内に所在し、中央区介護保険サービス事業者連絡協議会に加入していること
(区と同連絡協議会が締結した災害時の要介護高齢者の支援に関する協定により、災害時の利用者の安否確認など、区への協力にご同意いただいていること)

- (2) 地域密着型サービス事業所又は区立施設であること

地域密着型サービス…定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区立施設…マイホームはるみ、マイホーム新川、リハポート明石、日本橋高齢者在宅サービスセンター

2 補助対象宿舍

補助対象事業所を運営する法人が借り上げた補助対象事業所の半径10キロメートル圏内の民間賃貸住宅

3 補助対象となる入居者

以下のすべての条件を満たしていること

- (1) 補助対象事業所で勤務する、以下のいずれかの職種であること

①介護職員 ②訪問介護員 ③サービス提供責任者 ④生活相談員 ⑤支援相談員 ⑥介護支援専門員 ⑦計画策定担当者
--

- (2) 補助対象事業所において災害対策上の業務に従事する職員であること
- (3) 経営に携わる法人の役員でないこと

4 補助内容

- (1) 募集戸数

6戸(1事業所あたり1戸)

★令和7年度拡充★

※ただし、以下の要件に該当する外国人介護職員が利用する場合は1事業所あたり最大2戸

まで申請可能です。

出入国管理及び難民認定法に定める以下の在留資格を有する者

- 在留資格「介護」
- 在留資格「特定技能」（特定産業分野「介護」に限る）
- 在留資格「技能実習」（職種名「介護」に限る）
- 在留資格「留学」（資格外活動許可を取得している者に限る）
- 在留資格「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る）

（２）補助対象経費

賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等

※ただし、家賃の一部を入居者が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた経費を補助対象経費とします。

（３）補助基準額

１戸あたり月８２,０００円

（４）補助率

補助基準額の７／８

※対象事業所を運営する法人が補助基準額の１／８を必ず負担する必要があります。

（５）補助金額

一戸あたり月額７／８（１,０００円未満切捨て）

（６）補助期間

補助対象となる入居者が補助対象宿舎に入居している期間（申請は会計年度ごととします。）

※入居者１人あたりの補助対象期間は１０年を上限とします。

（７）補助期間開始日

下記①～③の日付のうち一番遅い日の翌月初日

- ① 対象入居者の採用日（入職日）
- ② 賃貸借契約書の契約期間の開始日
- ③ 住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等）

５ 申込方法等

（１） 補助金交付に必要な区への手続き

- ① 事業計画書の提出 ６月２０日（金）まで
- ② 第１回交付申請書の提出 ８月２９日（金）まで
- ③ 第１回実績報告書の提出 １０月１７日（金）まで
- ④ 第２回交付申請書の提出 １１月２１日（金）まで
- ⑤ 第２回実績報告書の提出 令和８年４月１日（水）まで

※補助金の交付回数が１回の場合、②及び③の手続きは不要です。

（２） 補助金交付を受けるために必要な準備

事業計画書の提出が必要です。

（事業計画書は対象宿舎や入居者が未定の場合でも提出することが可能です。）

区ホームページより様式をダウンロードの上、6月20日（金）までに下記メールアドレスに送付してください。送付の際は、メール件名に「【事業所名】中央区地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舎借上支援事業申請」と記載してください。

（3） 事業案内及び様式の掲載場所（区ホームページ）

中央区地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舎借上支援事業（新規事業）

<http://www.city.chuo.lg.jp/kenko/kaigo/jinzai/kaigokariage.html>

【送付先・問合せ先】

中央区福祉保健部介護保険課指導担当

電話番号 （3546）5749 メールアドレス：kaigo_05@city.chuo.lg.jp